

議事録の詳録

加古川のこれからの川づくりに関する説明会

日 付 平成21年10月17日(土)

場 所 西脇市生涯学習まちづくりセンター 3階
マナビータホール

1. 開会

○司会

おはようございます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、加古川のこれからの川づくりに関する説明会を開催いたします。私は、「加古川のこれからの川づくりに関する説明会」庶務を担当いたします石尾でございます。よろしくお願いいたします。

まず、この会場、西脇市生涯学習まちづくりセンターについてご説明いたします。

非常時の退出でございますけれども、当会場の後ろ、正面の左右に非常口と張り紙をしてございますドアですが、非常時はそこから退出をお願いいたします。トイレは、後ろのほうの正面の左を出て左手にございます。

それでは、説明会に先立ちまして配付資料のご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

配付資料は、資料－1、資料－2、資料－3、資料－4の4つございます。資料－1「議事次第」、資料－2「座席表」となっております。資料－2「加古川のこれからの川づくりに関する説明資料」というのがございます。資料－3「意見記入用紙」というのがございます。資料－4「ご発言にあたってのお願い」というのがございます。以上ですが、何か不足等がございましたら、お近くのスタッフがおりますのでお申しつけください。

また、資料－3としてお配りしております「意見記入用紙」につきましては、本日の川づくりに関する説明内容について、時間の関係でご発言できなかったご意見、あるいはご発言内容の補足意見、こういうものがございましたら記入していただきまして、お帰りの際に回収箱を用意しておりますので、その中に入れていただけたらと思います。

また、後日ご意見をお寄せいただくという場合にも、この意見記入用紙をご自宅に持って帰っていただきまして記入後、用紙に記載しております送付先までファクスあるいは郵送していただけたらと思います。

また、インターネットによりホームページからもご意見を寄せていただくことができるようになっておりますので、こちらにつきましても活用していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○司会

それでは、開会に当たりまして、議事次第にのっとり、姫路河川国道事務所長の中込からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

本日はお忙しいところ、また土曜日の午前中という中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまご紹介していただきました国土交通省姫路河川国道事務所長の中込と申します。

あいさつということで、改めてこの場をお借りして感謝を申したいと思っております。

少しややこしい話から入ってしまいますが、河川法という法律がございまして平成9年に改正されております。社会基盤と言われている道路であるとか河川であるとか、こういうものには全てどういうふうに管理していくのかと法律で定められており、その法律を平成9年に改正してございまして、その際に今後概ね30年ぐらいを目途にどのように河川を変えていくのかと、あるいは変えていかないのかということをしっかり作りましょうということを定めております。

具体的には、河川整備計画をつくりましょうというやつです。これを加古川においてもしっかりつくっていきたいということで、大体1年少し前ぐらいですかね、大学の先生方等に意見交換をさせていただきながら、どういうふうに河川整備を進めていくのかというような議論をさせていただいてきました。ほぼ1年間、議論していく中で、大体の方向性というのが見えてきましたので、この機会をとらえて地域の方々にもどんな感じになっていくのかというご説明をさせていただきたいということで、今日の場を設けさせていただいているということでございます。

ご案内だと思うのですが、この加古川におきましては大きな話は平成16年の災害の話で、この西脇市においてはかなりの被害を受けていると。私たちは国土交通省の姫路河川国道事務所なのですが、この西脇市におきましては直接担当しているのが兵庫県になってございまして、兵庫県のほうがかなり河川改修あるいはポンプ場の整理とかを進めてきております。それよりももう少し下のほうになります加東市域でありますとか小野市域でありますとか、あるいは加古川市域、こちらのほうにつきましては、国土交通省のほうでこれからこの計画に基づいていろいろとやっていきたいということを考えてございまして、いずれにしても平成16年、あれだけ被害を受けたというものを、これからどういうふうに変えていかなければいけないのかというところは、加古川を考える上で非常に重要なポイントだというようなことは、大学の先生方と話をしてもやっぱり一番初めに

出てくるところとっております。

それともう一つ大きい話が、余り言ったらあれなのかもしれませんけれども、水がぐっと上がるのは数日。でも、その他の時期についてはとうとうと水は流れてて、そこをどういうふうに我々人が、地域の方々が使っていくのかと。

それから、あとは我々人間だけじゃなくて生物も当然いるわけで、その生物の環境という観点でも、どんどんやっていったらいいのかといたら、そんなことは全くないわけで、そののところもしっかり考えていかななくてはいけない。いわゆる、環境の部分と人間の利用の部分、ここの部分も踏まえた上で加古川の今後20年から30年ぐらいを考えると、どういうふうにしていくのかを考えていかななくてはいけないという議論をさせていただいてきております。

今日の説明もその辺のところメインになってくると思っておりますので、ちょっと難しい言葉なんかももしかしたらあるかもしれません。質問の時間等々もとりたいと思っておりますので、ぜひぜひ忌憚のないご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにしても、別に川はだれかのものということではなく、特に国土交通省のものというものは全くなく、むしろやっぱり毎日毎日目にされている地域の方々がどういうふうにしていったほうがいいのかというのがものすごく大事な話なんじゃないのかなと思っております。計画はこれからご意見を伺った上で策定するというような手続になってきますけれども、今日いろいろといただいた意見等々をしっかり踏まえて、今後の川づくりに役立てていきたいと思っておりますので、本日はお忙しいところ集まっていただいて非常に恐縮なのですが、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、前に座っております河川管理者から一人ずつ自己紹介をさせていただきます。では、私の近くの、手前のほうからよろしくお願ひします。

○河川管理者（永田小野出張所長）

おはようございます。私は小野出張所長の永田と言います。

主な業務は、工事の施工監督および河川法に基づく許認可申請の窓口を行っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○河川管理者（渡部工務第一課長）

工務第一課長の渡部でございます。

私が担当してますのは、主に河川の改修の工事の発注等をしております。よろしくお願
いします。

○河川管理者（松井調査第二課長）

調査第二課長の松井でございます。

私の担当は水質および環境関係でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

おはようございます。調査第一課長をしております吉田と申します。

私の担当しておりますのは、河川整備における計画およびその計画策定するための調
査等を担当させていただいております。よろしくお願ひします。

○河川管理者（中込事務所長）

改めまして、事務所長の中込でございます。よろしくお願ひします。

○河川管理者（田中副所長）

おはようございます。副所長の田中でございます。

河川関係全般を担当しております。よろしくお願ひします。

○河川管理者（松寺河川管理一課長）

河川管理一課長の松寺と申します。

河川の管理、維持補修、その他、現場の管理を小野出張所とともに担当しております。
よろしくお願ひいたします。

○河川管理者（友本河川管理第二課長）

おはようございます。河川管理第二課長をしております友本と申します。よろしくお願
ひいたします。

私の担当は加古川大堰の維持管理です。よろしくお願ひいたします。

○司会

ありがとうございました。

3. 加古川のこれからの川づくりについて

○司会

では、議事次第の3番「加古川のこれからの川づくりについて」に進みたいと思いま
す。今からパワーポイントを用いまして、河川管理者から加古川のこれからの川づくりに
ついてのご説明を差し上げます。

なお、説明内容に関するご意見、この後、お伺いする時間を設けておりますので、説明中のご発言はご遠慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

それでは、加古川のこれからの川づくりに関する説明会を開催させていただきます。

お手元の資料－２をご覧ください。本日は、加古川のこれからの川づくりについての説明をさせていただきますが、表記目次に沿って説明を進めてまいります。

目次1番、「新しい河川整備の計画制度」についてということで、先ほど所長のほうからも少しお話がありましたが、河川法の改正にかかる河川整備計画の策定に関するお話を少しさせていただきたいと思います。続きまして「加古川流域委員会について」ということで、学識経験者の皆様とともにこれまで約1年間、加古川の整備計画についてのご議論をさせていただきました内容についてご説明を差し上げます。以下、3番、4番、5番、6番と今後の河川整備の内容について、治水分野、利水分野、環境分野、河川の管理分野についてご説明を差し上げます。私は、目次の1番から3番についてご説明をさせていただき、順次担当をかえて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、次のページに行きます。新しい河川整備の計画制度についてです。平成9年に河川法の改正というものがございまして、これまでは治水・利水という分野を目的に整備の内容等を考えてまいったのですが、この9年の改正において、河川環境の保全と整備という新たな内容を追加しております。

その中で、今後20年から30年間の具体的な河川整備の整備内容を示す整備計画の策定することが法律で位置づけられております。その手続に当たっては、学識経験者や地域住民の皆様からの意見を反映するという手続を導入することになってございます。これに基づいて、姫路河川国道事務所では加古川の国管理区間における河川整備計画というものを現在策定しています。

そこで、本日はこのフローの中にあります「公聴会の開催等による住民意見の反映」というステップの中で、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。我々が策定している本計画については、国の管理区間における計画にはなっておりますけれども、河川の整備は流域一体で取り組んでいくものですので、流域以外の方のご意見、流域以外に関するご意見等も頂戴をしたいと考えてございます。

続きまして、加古川流域委員会についてご説明をさせていただきます。学識経験者等か

らのご意見を頂戴する会として、この流域委員会を開催しております。加古川水系の河川整備計画の策定に当たっての原案の審議及び関係住民の意見の反映のあり方について意見を述べることを目的として、平成20年7月に設立をされまして、現在までに合計10回の議論を重ねております。加古川流域委員会の中では、流域の河川整備の内容、治水・利水・環境の現状、維持管理や危機管理、地域の活動の現状等の説明から始まり、現地視察の実施等々を行い、河川整備の内容についてご議論をしていただいております。

加古川流域委員会ですけれども、こちらに記載しておりますメンバーをもとに議論を進めており、兵庫県立大学の中瀬先生を委員長に、加古川に関する知識を豊富にお持ちのあらゆる分野、さまざまな分野の専門の方々に入っていただいております。

続きまして、これまでの審議内容です。少しパワーポイントは見にくいので、お手元資料ー2の最後のほうに、「加古川流域委員会 中間とりまとめ」という資料と、「加古川流域委員会（第1回から第7回）の審議経過」という資料をつけさせていただいております。

第8回の流域委員会において、これまで議論してきた内容を取りまとめた中間とりまとめというものを策定しております。加古川の整備計画は、この中間とりまとめの方針に基づいて計画を策定していきたいと考えておりますので、こちらの内容を読み上げさせていただきます。

(1) 番から (8) 番までの項目を取りまとめました。

「(1) 整備計画対象洪水について」ということで、平成16年10月の洪水を対象に具体的な対策を策定していくことを決めております。

「(2) 干潟について」。加古川には下流部に干潟があるのですが、この干潟についての定義等を定めております。干潮時には陸地になり、ヨシ群落が繁茂しているところを干潟とするということを決めております。この干潟については保全を行い、干潟以外の部分の河道の掘削を進めていきたいと考えております。

また、この河道掘削を行う際には、モニタリングを行いながら順応的な管理を行うということも委員会の中で議論されております。そのモニタリングを行う際には、地域活動や環境学習との連携を図り、地域住民の皆様とともにモニタリングを実施していきたいということの方針として決めてございます。

続きまして、「(3) 水際植生について」です。水際植生という豊かな環境については、極力保全をすること、そして緩やかな勾配による河道の掘削を行うということの方針

として決めてございます。干潟と同様、その掘削を行う際には、モニタリング等を行うこともあわせて方針として決めてございます。

続いて、「（４）甌穴（おうけつ）について」です。加古川の特徴ある環境として甌穴という環境がございいますが、この甌穴については今後保全をして、甌穴以外の部分の河道掘削を行うことを考えてございます。

「（５）鬮龍灘（とうりゅうなだ）について」です。鬮龍灘については、これを保全し、鬮龍灘の流れや景観に配慮しながら、露岩している部分以外を河道を整正するという方針を定めてございます。

「（６）河道内樹木について」。河道内樹木については、治水上、支障のある樹木の伐採をすること、またその樹木の管理については輪伐（りんぱつ）という方法を用いること、その輪伐を行う際には、モニタリングを行いながら順応的な管理を行い、また地域の方々と一体となった管理を行うことなどを定めてございます。

続いて、「（７）堤防について」です。河川の堤防が整備されてない地区の堤防の整備を検討すること、そして川沿いに家屋が連担している地区におきましては、まちづくりと一体となった整備を推進することを方針として決めてございます。

最後に、「（８）堰堤について」です。加古川には堰がございまして、その中で老朽化をしている堰、ここには古新堰堤、加古川堰堤、河合頭首工を記載しておりますが、その可動化や統合を含めた検討を行うことを方針として決めてございます。

続きまして、河川整備の内容、治水分野についての目標およびその実施の方向性について、ご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、中間とりまとめの方針に基づいて治水の目標および実施の内容を決めてございます。

洪水対策の目標です。中流部では堤防のない、いわゆる無堤部という地区が存在すること、また下流部においては橋梁や堰等が老朽化があり、流下を阻害しているという問題点がございします。また、平成16年の台風23号洪水においては大きな被害が発生したことを踏まえて、戦後最大規模である平成16年台風23号洪水を安全に流下させるということを目指し、治水の対策を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、パワーポイントで平成16年の台風23号洪水の実績浸水区域図を示させていただいております。皆さんご存知かと思いきやけれども、平成16年台風23号洪水では大きな被害が流域内で発生しました。こちらに記載しております西脇市域、加東市域、小野

市域、加古川市域において、大きな浸水被害が発生しております。総計500戸以上の家屋の浸水とともに、上流の国管理区間以外の西脇市も合わせると、約1000戸に近い浸水が発生したという規模の大きな洪水になってございます。この洪水を安全に流下させることを目標に、我々の整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、「パワーポイントでこちらにお示しをしておりますが、」流下能力と記載しておりますけれども、現在の加古川はどのぐらいの水を安全に流すことができるかというものを示したグラフになってございます。上段には右岸側、下段には左岸側のどれだけ水を流すことができるかということを示してございます。縦軸には安全に流すことができる水の量を、横軸は河口からの距離を表わしてございます。

パワーポイントの水色で示した部分が現在加古川で安全に流すことができる水の量を示してございます。

例えば、河口から約5 km付近においては、現在 $4500\text{m}^3/\text{s}$ の水を安全に流下させることができることがわかるグラフになってございます。

我々が目標としております平成16年台風23号洪水を安全に流下させるために必要な流量というのを、こちら緑のラインで示してございます。

例えば、河口から0 kmから10 km付近におきましては、約 $5700\text{m}^3/\text{s}$ の流量を流さなければならぬと見てとれます。

ですが、現在の加古川の流下能力でいきますと、こちら青い部分となつてございまして、目標とする緑のラインで挟まれたこの茶色の部分というのがいまだ流下する能力が不足をしている部分ということになります。

我々は、この流下能力と目標とする流量の差分があるこちら赤い丸で囲んでいる部分というのが、安全に流す力が足りない部分ということで、堤防の整備であったり、河道の掘削であったり、流量を阻害している堰や橋梁の架け替えであったりという整備を進めていきたいと考えてございます。

加古川の河川整備の実施に関する事項について、ご説明をいたします。

先ほどより、説明させていただいておりますが、平成16年の台風23号洪水を対象とした目標の流量に対して、流下する能力が不足している部分に対する整備を行っていききたいと考えております。その中では、橋梁や堰のために安全に流下できない箇所、または堤防の安全性が確保されない部分についての対策等を行っていききたいと考えてございます。

また、先ほど説明をさせていただきました中間とりまとめの考え方にそつた計画を策

定していくことを考えてございます。

また、平成16年の台風23号洪水において浸水が想定され、生命財産に多くの被害が発生する箇所については、優先的に対策を実施していきたいと考えてございます。

河川においては、上流の整備により下流への流量が増加するということがございますので、上流の整備において下流での被害が拡大しないような形で対策を実施するというとも考えてございます。

あわせて、内水対策についても都道府県等、関係機関と連携し、被害の軽減に努めたいと考えてございます。

続きまして、洪水対策の実施箇所についてご説明を申し上げます。

こちらは加古川の流域を示している図になってございますが、上流・中流・下流と大きく3つに分けてご説明を申し上げます。

まず、下流部の加古川市域・高砂市行域においては、こちらは凡例を、つけておりますが、掘削と堤防の築堤および堰の改築をメインに対策を進めていきたいと考えております。中流部の小野市域においては、堤防の築堤をメインに対策を進めていきたいと考えてございます。また、上流部の小野市・加東市域については、河道の掘削、築堤、堰の改築等を行っていただきたいと考えてございます。

続きまして、河口部から2.8kmの区間、高砂・尾上地区の整備についてご説明を申し上げます。こちらは上部に整備箇所の写真と下段に横断図を示してございます。この写真を見ていただければ、どのあたりで整備を実施するかが見てとれると思います。

河口部においては、貴重な干潟空間があるということを先ほど申し上げましたが、この干潟を極力保全し、干潟以外の部分の河道掘削を行っていただきたいと考えてございます。

続きまして、河口から2.8kmから3.8km区間、古新地区の整備についてご説明を申し上げます。こちらには水際植生という植物の貴重な空間が残されておりますので、こちらを極力保全し、緩やかな勾配による河道掘削というものを進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、河口から3.8kmから8.2km区間の平荘地区についてです。こちらは、古新堰堤および加古川堰堤という老朽化している堰がございまして、この可動化や統合を含めた検討を行っていただきたいと考えてございます。

続きまして、河口から16.2kmから18.6km区間の来住・大島地区についてです。こちらは、堤防が整備をされていない無堤部というものがございまして、これらの堤防の整備

を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、26.6kmから29kmまでの社・河合地区についてです。こちらは甌穴という加古川に特徴的な環境が残されておりますので、それらを保全し、この甌穴以外の部分の河道掘削を行い、また老朽化している堰、河合頭首工という堰がございますので、こちらの可動化や統合を含めた検討を行っていきたいと思っております。

続きまして、32.5kmから35km区間の滝野・多井田地区です。こちらでも堤防が整備されていない無堤地区がございますので、それらの堤防の整備、そしてこちらは川沿いに家屋が連担している地区になってございますので、まちづくりと一体となった整備を行っていきたいと考えてございます。

最後に、河口から35kmから36.4kmの多井田地区です。こちらには、ご存知のとおり闘龍灘という景観が残されておりますので、この闘龍灘を保全し、この流れや景観に配慮しながら、露岩部分以外の河道の整備、あわせて堤防が整備されていないところの堤防の整備というものを行っていきたいと考えてございます。

以上、治水に関するご説明を差し上げました。

○河川管理者（松井調査第二課長）

調査第二課長の松井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうで河川整備の内容についての（利水）および（環境）について説明させていただきます。

まず、利水における正常流量および渇水時の対応における河川整備の目標について説明いたします。

人々が社会生活の中で多くの水を利用していることや、河川環境の保全のために、安定した水量の確保が必要です。加古川では東播磨地域の発展に伴い、水需用に対応するため加古川大堰が竣工し、糺屋（こうじや）ダム、川代ダム、大川瀬ダム、呑吐（どんと）ダム等の取水施設を含めて、農業用水、工場用水、水道用水等、合計で約52m³/sの水量を広域に安定供給しております。

また、河川環境の保全のために、安定した水量の確保が必要となります。よって、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めることを目標といたします。

次に、渇水時の対応でございます。近年では平成6年、12年、17年、21年に渇水が発生しております。特に、平成6年の渇水時には1カ月半程度にわたり、農水、上水、工水において最大40%の取水制限が行われました。そのため、渇水時においても水利用や河川

環境にできるだけ影響を及ぼさないような調整に努めることを目標といたします。

続きまして、正常流量について説明いたします。正常流量とは「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」であり、維持流量と水利流量の双方を満足する流量で、国包地点において、しろかき期概ね $9 \text{ m}^3/\text{s}$ 、その他の期間、概ね $7 \text{ m}^3/\text{s}$ で設定しています。維持流量とは①動植物の生息または生育地の状況、②景観、③流水清潔の保持、④漁業の項目を総合的に検討し、維持すべきであるとして定めた流量です。

また、水利流量とは農業用水、工業用水、水道用水の水利権として許可された流量をいいます。

次に、取水の現状について説明いたします。パワーポイント右側の円グラフをご覧ください。

先ほど $52 \text{ m}^3/\text{s}$ の用水を供給していると言いましたが、その内訳を示しております。農業用水が約 $30 \text{ m}^3/\text{s}$ 、全体の 6 割程度を占めております。また、工業用水は約 $17 \text{ m}^3/\text{s}$ 、水道用水は約 $4 \text{ m}^3/\text{s}$ 等となっており、全体で約 $52 \text{ m}^3/\text{s}$ でございます。

また写真については、取水施設のダム、堰を示しております。こういった取水施設等により広域に水の供給が行われております。

次に、正常流量及び渇水時の対応における河川整備の実施事項について説明いたします。まず、正常流量については、現在の広域的・合理的な水利用を継続し、流水の正常な機能を維持するために、今後も関係者との調整・連携を行い、正常流量の確保に努めます。

また、利水者の水利用の実態および水需用を踏まえ、適正な水利権許可を実施いたします。

また、水資源の重要性についての啓発・広報を実施いたします。

次に、渇水時の対応でございます。「加古川下流部渇水調整協議会」を開催して、関係機関との情報交換や渇水調整を実施いたします。

次に、5 番の河川整備の内容（環境）に入ります。生物の生息・生育・繁殖の場および外来種における河川整備の目標について説明いたします。

加古川における生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場として、瀬・淵、わんど・たまり、礫河原、水際植生、河口干潟が上げられます。これまでも現状を把握ために、河川水辺の国勢調査等を実施してきました。過去と比較すると、減少傾向にある瀬・淵、わんど・たまり、礫河原については、多様な生息・生育・繁殖の場であることから再生に努めます。

また、過去と比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られない水際植生・河口干潟については保全に努めます。

次に、外来種でございます。外来種とは、「他から入ってきた種が地域固有の生態系をおびやかす存在」であるため、生物の多様性を保全する観点から対策が必要であります。これまでもそれらを把握するため、河川水辺の国勢調査等を実施しており、特定外来生物に指定されている種の10種が確認がされております。そのため、他から入ってきた種が地域固有の生態系を脅かすため、生物の多様性を保全する観点から対策に努めます。

次に、生物の生息・生育・繁殖の場について説明いたします。今、パワーポイントにて写真で示しておりますけれども、瀬・淵は多くの魚類や鳥類の良好な生息・生育・繁殖の場であることから必要です。オオヨシノボリ等の魚類の生息場や繁殖場、カワセミ等の鳥類の餌場として利用されています。また、加古川の下流部は勾配が緩く、川の流れが緩慢であることから流速の変化に富む瀬・淵の環境が重要な役割を担っております。

次に、わんど・たまりは多くの魚類や貝類、鳥類、植物の良好な生息・生育・繁殖の場であることから必要です。メダカやイチモンジタナゴ等の魚類、トンガリササノハガイ等の底生動物の生息の場となっているとともに、出水時の魚類等の避難場所ともなっております。

また、ヨシ等の植物の生育の場となっており、わんど・たまり等は過去と比較すると減少傾向にあることから再生する必要があります。

次に、礫河原です。多くの鳥類や植物の良好な生息・生育・繁殖の場であることから必要です。礫河原はコチドリ等の鳥類や湿地に生育するフジバカマ等の植物の生息・生育の場となっています。特に礫河原は過去と比較すると減少傾向にあるため、再生の必要があります。

また、水際植生は多くの鳥類やほ乳類、昆虫類、魚類、底生動物の良好な生息・生育・繁殖の場であり、水際植生がまとまって形成する場は特に必要です。水際植生はオオヨシキリ等の鳥類、ジュウサンホシテントウ等の昆虫類の生息の場となっております。

また、これらの水際植生の根際はドジョウ等の魚類、モノアラガイやミゾレヌマエビといった底生動物の生息の場ともなっております。

水際植生は過去と比較して分布状況に大きな変化は見られません。今後も水際植生がまとまって形成する場を保全していく必要がございます。

次に、干潟でございます。河口干潟は海水と淡水が交わる干潮域で、干潮時には陸地

になりヨシ群落等が繁茂しているところです。アイアシやシオクグなどの植物群落の生育の場となっております。

また、砂泥のところに生息するトビハゼ、エドハゼ等の魚類や干潟の生物を餌とするシロチドリ等の鳥類の生息の場となっております。さらに、干潮域のヨシの植物の発達した湿地に生息するアシハラガニや河口の砂泥地に生息するハクセンシオマネキ等の底生動物の生息の場ともなっています。河口干潟は過去から比較すると、局所的な変化はあるものの大きな変化は見られません。

以上のように水際植生、河口干潟については、過去と比較として大きな変化が見られない、また瀬・淵、わんど・たまり、礫河原については、過去と比較して減少傾向にあると言えます。

次に、外来種について加古川での確認状況および今後の対応方針について説明します。外来生物の規制および防除に関する「特定外来生物による生態系等にかかわる被害の防止に関する法律」という法律が、2005年6月より施行されています。日本在来の生物の捕食をしたり、これらと競合したりして生態系を損ねたり、あるいはそういう恐れのある外来生物による被害を防止するために、それらを特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行っております。

加古川において確認された特定外来生物については、写真に出ていますように、ブルーギル、オオクチバス、ヌートリア、アレチウリ等の10種です。

次に、生物の生息・生育・繁殖の場および外来種の河川整備の実施事項について説明いたします。瀬・淵は、瀬については、河道を阻害しないよう水面幅を縮め、流速を高めることで瀬の再生を実施いたします。淵については、水深の深い箇所をつくり、淵の再生を実施いたします。わんど・たまりは河道掘削し、わんど・たまりの再生を実施いたします。礫河原については、河川の営力を活用しメンテナンス負荷の小さい河道管理を目指し、洪水による攪乱頻度の大きいエリアを再生し、樹林化を抑制するとともに、礫河原が再生できることを期待いたします。水際植生については極力保全いたします。やむを得ず整備を行うときには、水陸移行帯を創出し、水際植生の再生を期待します。また、河口干潟については保全し、干潟以外の部分で掘削の実施を行います。

次に、外来種について、今後も継続的に調査し、特定外来種の分布状況等の把握に努めるとともに、在来種への影響を小さくするための対策の検討を実施し、外来生物等に関する啓発・広報に努めます。

次に、魚類・甲殻類の移動および文化歴史における河川整備の目標について説明いたします。

人と生物との関係の変化により、現在および将来全ての生命の存在にとって欠かすことのできない自然環境が危機に直面していることから、生物の多様性を保全することが必要であります。加古川では、121種の魚類、20種の甲殻類が確認されております。これらの魚類・甲殻類が加古川全川を自由に遡上・降下できるようにすることが必要であります。

国管理区間においては、堰等が魚類・甲殻類の縦断的な移動を阻害する場合がありますため、本来の生息の範囲に確認できないなどの課題がございます。そのため、堰が支障とならず、加古川に生息する全ての魚類・甲殻類が加古川全川を自由に遡上・降下できるように、縦断的移動の連続性の確保に努めます。

次に、文化歴史についてです。加古川の舟運は人や物資の連続性を確保する重要な役割を果たしてきたため、加古川沿川に家屋が連担しました。

また、ため池については、昔から農業用水源の役割、洪水緩和の役割、水温上昇の役割と、さまざまな役割を果たしております。よって、加古川の舟運の歴史を踏まえ、まちづくりと一体となった整備に努めます。ため池の役割や必要性に対する認識の共有に努めます。

ここまでは加古川で確認された生物の状況について説明いたしました。

一方、加古川には重要な役割を持つ、人が水を利用するために必要な堰があります。これが魚類や甲殻類の連続性の確保を妨げるものとなっております。この図は、国直轄管理区間内における堰の存在状況を示したものです。下流より古新堰堤、加古川堰堤、加古川大堰、河合頭首工、この4つの堰がございます。

続きまして、加古川は過去からの舟運が盛んであり、それにより川沿いに町が発展してきた経緯がございます。人の往来といった連続性について説明いたします。

加古川舟運の時代背景は、1500年代後半の豊臣秀吉の時代にさかのぼります。秀吉が全国制覇を行い大坂に築城を行ったことで、政治経済の中心が京都から大坂に移動しました。このため、古代から中世にかけて栄えた社、篠山から京都へのルートから、高瀬舟で加古川河口の高砂港や大坂へ運搬するルートへと変遷しました。これらの背景により加古川の舟運は発展してきました。

また、加古川の舟運のための掘削は大きく2期に分けられます。第1期は1594年、第2期は1604年から6年です。この掘削により池田氏による舟運の増強と関税の徴収が可能

となり、船座（ふなぞ）や河岸（かし）の繁栄の契機となりました。

次に、船座や河岸について説明いたします。パワーポイントの写真は2枚ございますが、左側の滝野町船座跡、これについては現在の加古川右岸、上滝野に置かれていた加古川舟運の実質的な起点と言えます。船座は加古川を上下する高瀬舟を領主にかわって取り締まったもので、積み荷を規制し通行税を徴収するために置かれた役所です。この滝野河岸は、滝野以北の田高川の船荷を滝野以南の滝野川の高瀬舟に積みかえる中継地で、座の浜と呼ばれた場所には船座役所とともに荷宿、倉庫が建ち並んでおりました。現在は、關龍灘の右岸下手の広場に座の浜と呼ばれる船座跡が残っております。

次に、右側の新町船着場跡です。新町船着場とは、東播磨の貢米の輸送のために対岸の滝野河岸に次ぐ船着場として、慶長10年（1605）姫路城主の池田輝政の新町村造立によって整備されたものです。新町は郡内の物資の船積みだけでなく、奥丹波、東播磨の諸荷物の中継地として目を追って繁盛をきわめ、ついには対岸の滝野と肩を並べる船着場、在郷町に発展いたしました。

しかし、大正2年（1913）の播州鉄道の開通とともに高瀬舟による輸送はとまり、320年におよぶ加古川の舟運に幕を閉じました。

しかしながら、現在もかつての船着場をしのばせる箇所が残っております。

次に、ため池について説明いたします。加古川流域には多数のため池が存在しています。ため池は農業用水を安定的に確保するために大切にされてきましたが、近年米需要の減少に伴い、水田農業が衰退している現状からため池の役割や必要性に対する認識が薄くなっております。

しかし、ため池にはため池本来の機能である農業用水の確保に加え、雨水を一時的に貯留する機能等、さまざまな面において重要な役割を果たしております。保全することと有効に活用することが大切と考えます。

次に、魚類・甲殻類の移動および文化・歴史における河川整備の実施事項について説明いたします。

魚類の遡上状況などの調査により詳細な実態を把握し、魚が上りやすい魚道について検討いたします。河川管理施設については必要に応じて魚道の改良等を実施します。

また、許可工作物の堰については、魚道の改良について施設管理者と連携して調整、支援を実施いたします。

また、文化・歴史については、河川整備を実施するに当たっては、加古川の舟運によ

り発展してきた町並みに配慮した整備を実施いたします。

また、関係機関や地域住民と連携し、ため池の保全に協力していきます。

次に、河川空間の利用および河川に関する学習における河川整備の目標について説明いたします。

河川空間の利用については、健康で文化的な生活を営む権利を守るためには、河川に人が親しむことができる場を提供することが必要です。そのため、水辺に人が集まる施設、川でしかできない水辺に親しむための施設の整備を実施しています。また、さらにこういった施設の充実に努めます。

河川に関する学習については、人と環境との関わりを深めていくため、環境出前講座等、河川に関する学習を実施しているところです。よって、人と環境との関わりについて正しい認識ができるように、学ぶ機会の増加に努めます。

続きまして、河川空間の利用および河川の学習における河川整備の実施事項について説明いたします。

河川空間の利用については、水辺に人が集まる施設の機能の維持、川でしかできない水辺に親しむための施設の充実を図ります。河川に関する学習については、環境出前講座を継続して実施するとともに、河川調査、水生生物調査、モニタリング等を通じた環境学習を実施いたします。

次に、河川の水質および水質事故対応における河川整備の目標について説明いたします。

工場排水や生活排水による河川水の汚濁から人の健康、生活環境を保全する必要があります。これまでも人の健康、生活環境を保全するために、国包および板波に水質自動監視所を設置し、水温、BOD等の観測を実施しています。結果、近年においては、いずれの基準点においても環境基準（BOD75%値）を満足している状況でございます。よって、良好な水質の保全に努めるとともに、自動監視を含む水質調査の充実に努めることを目標といたします。

次に、水質事故対応については、油等の有害物質が流出する水質事故が発生しております。今年度も4月から9月までに4件発生しております。よって、加古川水質汚濁防止協議会を通じて、今後も関係機関との連携を図るとともに、迅速な水質事故対応の継続に努めることを目標といたします。

次に、加古川の水質について説明いたします。

加古川の水質について、河口から篠山川合流点まで環境基準B類型、篠山川合流点から上流はA類型に指定されております。下水道の進捗等により、近年いずれの環境基準地点においても環境基準を満足しております。右側の図を見ていただきますと、赤で示しております環境基準のB類型、A類型の線よりも、実質の水質が約半分ぐらいのところを通過しているのがおわかりいただけると思います。

次に、河川水質および水質事故対応に関する河川整備の実施事項について説明いたします。

河川水質においては、利用者サービスの向上に向けて水質モニタリングを継続して実施していきます。水質事故対応については、加古川水質汚濁防止協議会を通じて関係機関との連携を図るとともに、水質事故に対する迅速な対応、被害の拡大防止、水質事故防止に向けた啓発活動を実施いたします。

パワーポイントの写真でございますけれども、左側の水質事故対応の写真は、今年の9月15日に発生した万願寺川での油流出事故の対応状況でございます。右側は、加古川水質汚濁防止協議会の実施状況でございます。

以上で5番の河川整備の内容について環境部門の説明を終わります。

○河川管理者（松寺河川第一課長）

それでは、最後に河川管理と題しまして、ご説明をさせていただきます。

まず、河川管理施設の機能維持、維持管理について、その目標を説明いたします。

河川管理施設とは、堤防や護岸、樋門、堰などを言いますが、川の流れを調整したり洪水の被害防止機能を持つ施設のことです。

まず、堤防については、堤防が決壊して甚大な被害が出ないように、亀裂や陥没等といった堤防変状がないかについて週3回点検を実施し、出水期前には全川徒歩により詳細な点検を実施しております。点検により異常があれば、堤防の補修等を行っております。

また、堤防に草が繁茂した場合、堤防の変状を見ることができないため、梅雨の時期や台風の時期を前を目途に年2回の堤防除草を実施しております。発生した刈り草は施設処理により処分することを基本としております。

しかし、運搬費や処理費にかかるコストが課題となっております。

次に樋門、水門といった施設でございます。洪水時には本川の水が川の外に逆流にしないようにする機能を持った施設でございますけれども、加古川にある30カ所の樋門等について損傷、動作確認等の点検を出水期には月2回、非出水期には月1回、年間を通じて18

回を実施しております。

また、機械内部の劣化や磨耗等、詳細点検については年1回実施しております。

また、堰等の横断工作物については年1回の点検を実施しております。点検により異常があれば、補修等を行っております。

次に、加古川大堰でございます。河口から約12kmのところに加古川大堰があります。加古川大堰は工業用水、農業用水などの水の流量確保や可動堰化による流下能力を確保する目的で、平成元年に完成した施設であります。

平常時には取水や流量確保のためゲートをおろした状態で水位を確保したり、洪水時はゲート操作を実施して洪水を安全に流下させるなど、24時間体制で監視を実施しております。常に万全の機能を発揮できるよう、ゲートなどの機械設備、電気施設は毎日、土木施設については2カ月に1回の点検や整備を実施しております。点検により異常があれば、補修等を行っております。

今後も河川管理施設であります堤防、加古川大堰、樋門などの点検修繕といった維持管理に努めていくことが必要であります。

また、堤防除草については、発生した刈り草についてはコスト縮減のために、地域の中で有効活用、有効利用を考えていかなければいけないと考えております。

次に、今後の実施に関する事項といたしまして、今ご説明しましたとおり、堤防、樋門、水門などについては日常的な点検や定期的な点検による補修など、必要な維持管理を実施していきます。

また、加古川大堰については、24時間体制で監視を実施するとともに、機械設備や電気通信施設、土木施設の点検を実施し、必要な補修を実施していきます。

また、堤防の変状確認のため、堤防除草を実施していきます。除草により発生した刈り草の有効利用について検討し、イメージ図を掲げておりますけれども、必要に応じて地域住民の方々と協働した有効利用の取り組みを実施していきたいと思っております。

次に、河川区域の管理について、河川整備の目標を説明します。

河道内の樹木は、洪水時に水の流れを阻害したり、流木が流れたりして橋に引っかかりたりして、橋を壊す要因などになりますので、水の流下の支障となる樹木については伐採を実施しております。

しかし、河道内の樹木は、生物の生息、繁殖の場所であるなど重要な役割を果たしているため、その方法等については十分配慮する必要があります。

また、伐採した処理にかかるコストについても課題となっております。

堆積土砂の管理も重要であり、堆積した土砂による水位の上昇や深掘れすれば、橋の橋脚、足回りの基礎部が露出したりします。加古川の土砂生産量は全国的に見ても大きなものではなく、経年変化でも河床変動は小さいものとなっておりますけれども、局所的に土砂が堆積する場所もあり、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は河川測量などを実施して、環境に配慮して除去を実施しています。

今後も洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採するとともに、成長した樹木については環境の保全に配慮しつつ、輪伐による管理に努めます。

また、伐採した樹木についてコスト縮減のため、地域住民の方々と協働した有効利用に努めていくことが必要であり、堆積土砂についても河道の状況を把握して、洪水を安全に流下させるために支障となるものについては、その除去に努めていくことが必要であります。

次に、不法行為等の是正についてです。不法占用、不法投棄や他人への迷惑行為などについては、河川巡視を行い、その発生の防止、監視などを行ったり、また関係機関と連携した啓発活動を実施するなど、継続的な是正を実施しております。

今後も不法占用、不法投棄、迷惑行為などを是正するために、河川巡視等を実施するとともに、関係機関と連携した啓発活動などに努めていく必要があります。

次に、今後の実施に関する事項です。洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採するとともに、成長した樹木については生物の生息、生育、繁殖環境に配慮した輪伐による計画的伐採を実施します。輪伐については、後ほど説明します。

また、伐採した樹木について、コスト縮減のために有効利用について検討し、必要に応じて地域住民の方々と協働した有効利用の取り組みを実施します。

また、支障となります堆積土砂は、定期的な測量により状態を把握し、河川環境に配慮して堆積土砂の除去を実施します。

不法占用等の不法行為などについては、河川巡視などにより、その発生の防止、監視などを行い、関係機関と連携した啓発活動などといった取り組みを実施します。

先ほど河道内樹木の管理は輪伐より行うことを説明しましたが、輪伐とはあるエリアを伐採したら、次の年度は別の他のエリアを伐採するといった方法です。樹木管理の考え方や輪伐の方向については、流域委員会でのアドバイスを踏まえて検討しております。

下にイメージ図を掲げております。一度にすべてを伐採するのではなく、例えば①、②、

③といったエリアごとに順番に伐採していき、その時間が経過すれば、最初に刈ったヤナギが再び再生するため、加古川の河道内樹木状況は一度になくなることはなく、いずれかの場所で樹木群を保持できます。

また、前年度、前々年度に伐採したエリアでは、高さの異なる樹木エリアができることになり、この方法によって生物にとって多様な環境が期待できます。

次に、関係各団体と連携した危機管理及び安全な河川管理施設の運用について、その目標を説明します。

災害発生時の迅速な対応、災害時の連絡体制を確保するため、日ごろから気象庁、県、各市町、警察、電力会社、鉄道会社などの民間企業の関係団体と連携を実施し、水防協議会、洪水予報連絡会といった協議会を設立し、情報伝達、洪水防御、被害の軽減を目的に活動を実施しております。

今後も各機関との連携を継続して実施していく必要があるとともに、地域で活動している方々との連携を図る必要があります。

次に、河川管理施設の運用としまして、樋門、水門や加古川大堰の操作などについての説明についてでございます。

まず、樋門等の開閉操作は現在近隣在住の樋門操作員により実施しておりますけれども、これらを出水時に迅速かつ確実に操作員が施設を操作できるように、講習会を毎年、出水期前に実施しております。

加古川大堰については、洪水時に安全に洪水を流下させるため、ゲート操作により放流を行いますが、加古川大堰の放流に伴う水位上昇により、人が河川内に取り残されることがないように避難させる必要があります、その場合、1時間前から警報車やスピーカー、サイレンなどにより警報を実施しております。今後も加古川大堰放流警報を継続して実施していく必要があります。

今後の実施に関する事項でございます。危機管理としまして、関係機関との連携についてですけれども、水防協議会、洪水予報連絡会、総合流域防災協議会、加古川下流部渇水調整協議会、加古川大堰放流連絡会、加古川水質汚濁防止協議会など、日頃からさまざまな関係各団体との連携を継続して実施していくとともに、減災のための地域の自発的な活動の支援や地域で活動している方々との連携を実施します。

また、地球温暖化防止に関し、持続可能な社会づくりのために、流域一体となった連携を実施します。

施設の運用についてです。樋門等については、確実に樋門等の操作が継続されるよう、樋門操作員の講習会を毎年度実施します。

また、加古川大堰については、主ゲートの操作を実施する場合、1時間前から警報車やスピーカー等により警報を実施します。

さらに、補助的な遠隔監視の管理体制の強化について検討し、必要に応じて遠隔監視等を実施します。

次に、平常時、災害時の情報提供及び防災施設の整備について、その目標を説明します。

平常時、災害時の情報提供についてです。洪水時の浸水情報や避難場所などを事前に公表することで、実際に洪水が発生したときの適切な避難を促し、被害を最小限にとどめ、日頃から洪水への意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として実施しております。

今後、東南海、南海地震で発生が想定される津波や地球温暖化に伴う気象変化などにより、洪水や濁水の状況が変化する中で、被害の最小化を目的としたさらなる情報提供が必要であります。そのため、今後も平常時、災害時の情報提供を継続し、災害時の洪水情報や避難場所などを事前に公表することで、日ごろから災害への意識を高めることにより、地域の防災力の向上を図るとともに、実際に災害が発生したときの被害を最小限にとどめることに努めます。

次に、防災施設についてでございます。災害時に迅速な対応をするための防災施設として、ヘリポートを備えた加古川河川防災ステーション、水防資材の備蓄をしている水防倉庫や資材置き場、備蓄土砂の機能を持つ桜づつみや災害時に使用する緊急河川敷道路を整備しております。

今後も防災施設としての機能が維持されるよう、その管理に努め、その拡充に努めていきます。

次に、先ほど述べました平常時、災害時の情報提供について、もう少し詳しく説明します。

雨量、水位情報や河川のライブ映像などをインターネットのホームページにてリアルタイムで提供することにより、洪水時の避難判断の基準として利用されることが期待されております。リアルタイム雨量の情報や加古川流域内の雨量、水位のリアルタイム情報は、国土交通省姫路河川国道事務所のホームページにより閲覧することができます。

水位配信サービスでは、各水位観測所の水位が所定の値に達すると、自動メールで情報

を提供しています。水位情報を携帯電話のメールに配信することで、どこにいても加古川の水位情報を確認することができます。そのため、外出時においても加古川の水位情報を把握することができます。

水位情報配信サービスは、同じく姫路河川国道事務所のホームページにより登録ができることになっております。

次に、浸水想定区域図などによる情報提供について説明します。

洪水時の破堤等による浸水情報を住民の方々にわかりやすく提供することを目的とし、浸水想定区域の指定、公表を行っております。そして、指定、公表された浸水想定区域図をもとにしまして、沿川の各市町が避難場所や避難方法、緊急連絡先、水害時の心得などを示したハザードマップを作成しております。

これらを活用することで、水害時の迅速かつ適切な避難につながるだけでなく、浸水の危険性が高い地域への住居の建築を制限したり、都市計画や土地利用計画に反映させるなど、水害に強い土地利用が可能となります。

また、加古川の監視カメラの映像を配信するために、光ファイバー網を活用して映像を提供しております。現在、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町の2市2町がサービスエリアとなっております。

また、ケーブルテレビでも洪水情報を確認できるよう、加古川の監視カメラ映像を地元ケーブルテレビ局、BAN-BANテレビを通じて配信しております。インターネットや携帯電話以外での加古川の水位情報を把握する一方法となっております。

以上、見てきました平常時、災害時の情報提供、防災施設の整備について、その実施に関する事項について説明します。

光ファイバー網の拡大、観測機器の増設、インターネットや電子メールを用いたリアルタイムの情報提供や、どこにいてもコンピューターにアクセスできるといったユビキタスネットワークの活用や、氾濫後の浸水の区域及び水深の予測と情報提供のための検討を実施し、必要な情報について関係機関への情報提供の拡充を実施します。

また、浸水の深さや避難所など、洪水に関する情報を標識のように生活空間である「まちなか」に表示する取り組みや防災に関する出前講座などを実施します。

次に、各防災施設については、その機能が維持されるようにするとともに、その拡充を検討します。

最後の項目になります。流域全体における、また地域と連携した河川整備の目標につい

て説明します。

洪水時には上流から多量の塵芥や草木が漂着するため、その処理を実施しておりますけれども、洪水時に流下する塵芥の中には国が管理している区間よりも上流や支川など、他の管理者が管理する河川から流れてくるものもあるため、今後もこういった管理者などと流域が一体となって対応していく必要があります。

次に、そもそも河川は河川管理者だけのものではなく、地域の実情に合わせ、多様化、高度化した地域住民の方々のニーズに応えた河川整備を実現していくためには、地域の方々と連携し、加古川の流域における良好な環境や地域の価値を守ることが必要であります。そのため、地域の方々と一体となって水辺に親しむための河川調査や水生生物調査を実施しております。

今後も地域の方々と一体となった活動をふやしていくとともに、地域の自発的活動を支援していくことが必要で、そのため、地域住民の方々、地域で活動されているの方々、河川管理者とが一体となった取り組みが必要でございます。

その実施に関する事項について、最後に説明をいたします。

先ほども述べましたように、塵芥処理は下流ですればいいというのではなく、流域が一体となる必要があります、流域一体となった対応を実施します。

また、地域の方々との連携についてです。これまで説明してきました治水・利水・環境・維持管理において、そのモニタリングなど地域の方々や地域で活動されているの方々一体となった取り組みを実施します。

そして、地域の実情に合わせ、多様化、高度化した地域住民の方々のニーズに応えた河川整備を実現していくために、地域の方々や関係機関との連携を図り、そして河川管理者と一体となった取り組みを行い、または地域の自発的活動を支援することで、地域の力を活用した川づくりを実施します。「つくる」・「まもる」、これらは主に河川管理者が行いますけれども、「つかう」といった側面からの関わりにおいて、今後の地域と河川との関わりが表現できるのではとして、そのイメージ図を右に掲げております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4. 意見交換

○司会

ありがとうございました。

これからの時間は、これからの川づくりに関する皆様からのご意見を頂戴いたします。

ご意見のある方がいらっしゃいましたら、手を挙げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうぞ。

○参加者（西脇市・村上）

質問でもよろしいのでしょうか。

○司会

結構です。

○参加者（西脇市・村上）

西脇市の村上と申します。

先ほど河川整備の内容についてということで、治水の項目でお聞きしたんですけども、下流地域につきましては、こういう状況であれからこういう工種でもって整備を図る、また中流地域についてはこういう工種をもって整備を図っていくと。またそして最後に上流地区につきましては、同じようにこういう工種で整備を図っていくという話をお聞きしたところですが、上流地域につきましては加東市どまりとなっていると思っております。それで、加東市以北、いわゆる篠山川、佐治川の合流地点までの状況についてお聞きします。

○司会

ありがとうございました。河川管理者の方。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

調査課長の吉田です。

最初、説明の冒頭に申し上げさせていただいたのですがけれども、今回の加古川の整備計画というのは、我々の国の直轄区間、管理区間の計画になってございます。ですから、その区間に絞ってのご説明を差し上げているところでございます。ですから、加東市以南のご説明をさせていただきました。

○司会

よろしいでしょうか。

○参加者（西脇市・村上）

結構です。

○司会

続きまして。

○河川管理者（中込事務所長）

ごめんなさい。今の話、少しつけ足しを。

今日、本当は兵庫県もご一緒にという話をしていたのですが、都合が合わず来れなくなってしまいました。篠山川、西脇地域については、県のほうで実際に工事等々を行っている、管理も行っているということで、これはまた別途県のほうで整備計画というのをつくることになっておりまして、そういうところでもやっぱりこういうような、説明会というのが多分あると思うんです。そっちらうで説明等々があると思っております。

今回、では直接関係ない西脇市で何でやっているのかとお思いだと思いますが、やっぱり川は上流の下流も一本で繋がっているということもあって、上流での改修がどんな感じなのか、それから下流ではどんな感じで考えているのかということを上流の方にも理解していただきたいというような観点で、ご説明させていただいているという形になっております。

本当はちゃんと説明しなくてはいけないのですが、申し訳ないのですが、縦割りみたいで恐縮ですね。県さんのものをうちのほうで説明してしまうというわけにもなかなかいかないと。あるいは、兵庫県さんのほうの検討状況が我々とはまだ熟度というか、足並みがそろってないというか、彼らも今いろいろとやっていると思うのですが、ここまでまだ至ってない可能性もあります。そういうことをございます。非常に心苦しい質問ではあったのですが、ご理解をよろしくお願ひしたいなと思っております。

○司会

他にご質問は。

○参加者（西脇市・河野）

西脇市の河野といいます。意見を3点ほど言わせていただきます。

1点は、今お話がありましたように、加古川は一本なのに、県と国とがこういう計画をするときには、もっともっと連携をとって調査、計画していただきたい。杉原川なんか水量がかなり減ってますし、加美町とか山南町では水なし川が出ているような状況がありますので、その辺の状況も踏まえて南のほうの治水とかそういう点に、もっともっと連携をとった上でやっていただきたいと。これが1点です。

2つ目は、カワウの話が全く出てこなかったのですが、実はカワウの被害というのは今、外来魚どころではないのですね。したがって、カワウの加古川にいる生き物に対する被害について、どういうふうな対応するかというのをぜひ早急につくっていただきたいというのが2点目の意見です。

3点目は水質の方なのですが。水質に関して、有害物質とかそういう点についての調査はされているのですが、今、栄養過多になって水中植物が非常に増えているということがあるんですね。水中植物が必要以上にふえると、そこにごみがたまって、それがヘドロになってと。あるいは、魚の産卵場所、小石に産卵するものなんか水草によって産卵しても定着できないという状況もありますので、その辺の水質に関して栄養について、例えば窒素とかリンとか下水の関係でそういうのがふえていると聞きますし、下流のほうではカルシウムが非常に多くなって、丸っこいハイジャコとかそういうのがいるように聞きますので、その辺の調査対応もぜひ今後やっていただければと思っております。

以上です。

○司会

ありがとうございました。3つの視点から今ご意見がございましたけれども、どこからでも結構ですけれども。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

それでは、まず最初にご意見をいただきました兵庫県との連携ですけれども、当然これまでも連携をさせていただいております。上流側の整備の内容等については、我々も打ち合わせ等を行って把握し、それを踏まえて国の計画を現在作成させていただいているところです。当然、いただいた貴重な意見を踏まえ、さらに県との協力を進めて密接な関係を築きながら連携してやっていきたいと考えております。

ご意見、ありがとうございます。

○河川管理者（松井調査第二課長）

2番目に、カワウの対策をぜひ立てていただきたいというご意見がございました。実は揖保川と加古川を私どもは管理しておりますが、揖保川のほうについては漁協を中心にカワウの対策をしているような状況もございます。今回、加古川の内容については今記載しておりませんが、現状等を確認し、今の意見を参考にさせていただきまして、対策等が必要であれば考えていきたいなと思っております。

もし、現況どの辺でカワウがすごいのかというような情報がございましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

それと、3つ目の水質です。富栄養化によつての魚類の産卵場所が減ってきたりとか、逆に弊害等が起きているのではないかと、そういった対策についてはどうなのでしょう。という質問だったと思いますが、現況についての把握、水質についてはやっておりますが、

富栄養化についての管内の対策等については、今は現実的に考えておりません。

ただし、そういった話も専門家等に御相談しながら、対策等があるのであれば考えていきたいと思っております。

○河川管理者（中込事務所長）

少し補足を。

まず、県との連携の関係です。先ほど調査課長のほうから説明させてもらったとおりで、いろいろと連携をとりながらやっているのですけれども、さらに頑張っってやっていきたいと思えます。

特に、皆さんもある程度ご案内だと思うのですけれども、一番悩みは平成16年の災害で西脇地域は河道掘削を今やっている。やっぱり西脇市域で氾濫しないということは、その水が一気に下のほうに流れてくると。それを下で今度は受けなくてはいけないというようなところが非常に悩みになっておりまして、その部分について特に県とは調整を行っているような状況です。

その他にも水枯れの話とか、あるいは上流のダムの運用の話であるとか、こういうところも上流と下流と直接連携するようなところがございますので、しっかりと検討や話をしていかなければいけないかなと思っております。

杉原川の水枯れの話は、兵庫県には私からも伝えておこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、カワウの話につきましては、これは学識者というか大学の先生とか、あるいは地域の方々と意見交換を10回ぐらい1年間やってきましたと言ってきました。これのときにもいろいろ出てきておりまして、何とかしなくてはいけないという話があったり、カワウも生物だからという話もあったりとか、なかなかどういうふうにしたらいいのかというところは、直接的に例えばカワウを全部なくしましょうというような話には中々ならなかったと思っております。

ただ、カワウのねぐらになっているようなところで、漁業被害を受けているようなところ、こういうところについては何とかしなくてはいけないねという話は議論としては出ておりまして、先ほど輪伐の話が出ていましたけれども、ヤナギの木がいっぱい生えているようなところは、洪水のときの川の流れを流すためにも切っってあげなくては行けない。でも、やっぱりカワウ以外にも鳥はいっぱいいますので、その生物のためにも残さなくては行けない。でも、ねぐらにしては行けないということで、そういうところを踏まえな

がら、どの木を切っていくというのを個別にやっていくべきだ、というのを先生から意見をもらっておりますので、そういうのを踏まえながらの川の中の樹木管理というのを行いながら、カワウについてもねぐらをバババッと切ったときに、どれだけ減って、これぐらいならまだ許せるとか、あるいはまだまだもっと切らなくてはいけないというのを、少しずつ切って、また状況を見て、また足りなかったら少しずつ切ってというような形で、状況を見ながら進めていかなくてはいけないのではないのかなと思っている次第でございます。

もともとカワウの話はいろいろな話がありましたので、先ほど調査第二課長が言っていたように、現況とその後の状況をうまく把握するということが非常に大事だと思っておりますので、現況がすごい状況だったらまた別途、ねぐらを切るだけではなくて他の対策なども必要になってくるのではないかと考えておりますので、そこはまたご意見をお聞かせいただきながら考えていきたいと思っております。

すみません。私のほうからは以上です。

○司会

よろしいでしょうか。

続きまして、他にご意見等がございましたら。

○参加者（西脇市・小西池）

失礼します。私は西脇市黒田庄町福地から来ました。この会場の3分の1は、私たちの地区から来ています。平成16年の水害で田畑の藁や、汚物等家の庭や周りに流れ込み、玄関ドア上10cmのところ迄水没した家や、ふすま2分の1迄水没した家、又見る物すべて瓦礫の山でした。でも、今だに手つかずの状態です。

去年の防災セミナーにも出席させていただきましたが、その時兵庫県の所長さんがお見えになっていまして、西脇市の被災地は工事を完了しましたと申されたので、「エッ!!何で?」と思い、何か意見のある人とは聞かれた時、福地はそのまま手つかずです。何もしてもらっていませんと、その時の現状を話しましたが、「言ったら、まああその川は上からと下からの流れの入り込んだしにくいところからな、アハハ」で済んでしまい、納得出来ませんでした。

私たちは今日、「加古川のこれからの川づくりに関する説明会」ということで、一抹の期待を持って出席させていただきました。でも、管轄ちがいと聞いて、何とかお願いして、県との問題があると思いますが、力をかしていただきたいと思い、お願いします。早急に

堤防の穴があいている箇所とか、川の水の流れの状態を、今一度調査に来て頂きたいと思
い意見を述べさせていただきました。その時痛めた足、心の傷も今だに治ることはありません。

何とぞよろしく申し上げます。

○司会

ありがとうございました。河川管理者から。

○河川管理者（中込事務所長）

お話は、よく伝わったと私は思っております。

ここで私がどこまでしゃべれるのかというところがあるのですけれども、今の話は、た
ぶん所長というのは県の土木の所長さんだと思うのですけれども、アハハと笑ったという
のは話の流れの中でなってしまっただけの話で、たぶんその所長は何かしたいという思
いは、実際に川をさわっている人間としては思われていると思いますので、そこはご理解
いただきたいと思っております。私のほうからも今言った黒田庄のところの被災について、
16年災は西脇市については一通りやっているというような理解をしていますけれども、ま
だ残っているところがあるという切実な声があったという話は、私のほうから県のほうに
も伝えますし、県とも一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○司会

よろしいでしょうか。

続きまして、真ん中の男性の方がおられと思います。マイクを届けてください。

○参加者（西脇市・村上）

先ほどのに関連するのですけれども、まずその前にこの河川計画の今後の20年、30年と
書いてあるのですが、20年、30年といってもすごく長過ぎないかなと。現実問題として、先
ほどお願いされましたように、黒田庄地区でも何カ村かは水についております。したが
いまして、20年、30年というのは僕らからしたらちょっと長過ぎるし、現実にこの問題はこ
のままほうっておかれるのかなと。ほんで、あの、僕らのほうはいろんな意見が出ました
けど、鬮龍灘をつぶしてくれとか勝手なことはよく言いましたものですが、現実に
あの災害の地域の住民にとったら、20年、30年と言ったらとてつもなく長く感じるわけ
です。

そして、黒田庄でも、先ほど福地も言いましたけれども、黒田庄の中で何カ村かは水害
に遭って、大変ご苦労された方がたくさんおられますので、今日は兵庫県の関係者が来て

おられないのは非常に残念なのですけれども、あのその辺も発言させていただいて、兵庫県のほうにも伝わらないかなということで発言させていただきました。

以上です。

○司会

ありがとうございました。

すみません。ご住所と名前をよろしかったら。

○参加者（西脇市・村上）

黒田庄の村上です。

○司会

ありがとうございます。では、河川管理者のほうから。

○河川管理者（中込事務所長）

まず、20年、30年というのは長過ぎないのかというご意見だと思うのですが、ある意味でおっしゃるとおりだと思います。20年、30年経ていまして、今から20年、30年前という話になりますと、今の状況が見えてたかというところ、そうではなくて、やっぱり20年、30年たつと社会の情勢等も変わってきますので、長いというご指摘はある意味おっしゃるとおりだなと思っております。

一方で、河川整備というのは永遠と長くやってきておまして、その際に、長くやっていくときに、どっちの方向に向ってどういうことをやっていくのかというところをまず定めた上で、5年間で何をするのか、あるいは来年は何をするのか、もっと言ったら来月は何をするのかということをやっけていかなければいけないと我々は思っております。また行政は動きが遅いなんて怒られてしまうところがあるかもしれないのですが、まず今ここで議論している話は、ちょっと長いスパンをどういうふう考えていくのかというところをまず決めた上で、これを踏まえ5カ年、あるいは3カ年、あるいは毎年ということを考えていきたいと。

その際には、先ほど話がありました被災の状況というのは最も考慮しなくてはいけないとか、頭に踏まえなくてはいけない問題だと思っております。そういうところを考えながら、今何をするのかということを考えていくということは、やっけていかなければいけないと思っております。

また、答えにならなくて恐縮ですが、そういうふうな思いではありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○司会

よろしいでしょうか。

続きまして、他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

後ろの方、どうぞ。よろしくお願いいたします。

○参加者（加東市・西山）

加東市の多井田の西山でございます。ちょっとお尋ねします。

この資料の最後のところの加古川流域委員会中間とりまとめの中の「（５）鬮龍灘について、鬮龍灘を保全し、鬮龍灘の流れや景観に配慮しながら、露岩部以外の河道を一部整正する」とありますけど、資料の17ページ、18ページの計画というのかな、これは最後のところには入っているわけですか。整備の内容について、これはもう計画して実施を今からしていくと、17ページ、18ページの部分については決まっているということですか。この文については。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

お答えします。調査一課長の吉田です。

今、このような計画を策定しようとしている状況でして、先ほどご質問のあった鬮龍灘の箇所ですけれども、17ページでいくと写真の最上流、35kmとラインが引いてあるのが上流になりまして、18ページでいきますと、一番下のところに鬮龍灘と、小さくて恐縮ですけれども、文字を落としている箇所になります。こちらについて、鬮龍灘については露岩化しているかなり貴重な景観になっていますので、川底を掘るというわけではなくて横側のほうを川幅を少し広げることによって、万一、洪水が来たときには、安全に水が流れるような形で整備をしたいと考えている、とご説明を差し上げたつもりです。

○参加者（加東市・西山）

もう一遍、すいません。

ということは、この最後の「（５）鬮龍灘について」のこれは、今から新たにまた出てくるということですね。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

はい。今後30年間の中で行っていきたいと考えているところでございます。

○参加者（加東市・西山）

そうですか。私は、実は左岸に住んでおる、岩の上におるものだから、堤防が崩れるから、それで早急にうちのほうもそういう整備ができるのだったらしてほしいなど。それで、

この（５）番については、私らは左岸のほうにこういう川の道を新たにつけるのかなと自分は勝手に思っているのですけれどもね。それはどっちを通るとか、どんな方法をとるとかはまだ決まっていなくていいですね。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

現状、18ページを見ていただきますと、下の横断図のほうを示しておりますが、左岸側のほうを少し露岩を修正させていただいて、川幅を少し広げるといふ形の整備を考えてございます。

○参加者（加東市・西山）

それだったら、鬮龍橋のちょっと下までだけで、岩のところは余りかかってないということですね。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

そうです。35.6kmということになりますので、鬮龍橋から少し下流のところの左岸側ということの整備を考えてございます。

○参加者（加東市・西山）

それで、この最後の（５）番のことについては、ここから下を先では計画していくということですね。それは左岸になるか、右岸になるかはわからないけれども。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

鬮龍灘の左岸側の箇所を整備を行いたいと考えてございます。

○参加者（加東市・西山）

はい、わかりました。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、続きまして他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。まだ、たぶんご発言なさりたい方はいらっしゃると思うのですけれども、時間も限られております関係で、以上、ご質問等がなければ、これで終了させていただきたいと思っております。

5. その他

○司会

ご意見等につきましては随時受け付けております。お配りしました意見の記入用紙にご

記入していただきまして、お帰りに際に回収箱へ入れていただくと。あるいは、これをお持ち帰りいただきまして、後日ファクスあるいは郵送でご送付していただければと思います。

それから、すべての説明会が終了後の19日から姫路河川国道事務所のホームページでもご意見をお寄せいただくことができます。

なお、詳しい意見の聴取方法につきましてはホームページ、資料－4にアドレス等を記入しておりますので参考にさせていただけたらと思っております。

それから、皆様からお寄せいただきましたご意見の公表時期ですが、本日、ご意見、ご発言いただきました内容とお帰りの際に回収箱に入れていただきましたご意見につきましては、説明会終了後からおよそ1カ月後を目途にして姫路河川国道事務所のホームページに掲載する予定です。

後日、ファクス、郵送あるいはホームページからお寄せいただきましたご意見は、ご意見の受付終了日の11月18日からおよそ2週間後を目途に、ホームページに掲載する予定となっております。

少しお知らせですけれども、この説明会というのは、本日の15時から小野市の商工会議所と明日も15時から加古川市の市立勤労会館にて開催させていただきますので、本日の説明で聞きそびれたとか、もう一回聞きたいとか、そういう方がおられましたら足を運んでいただければと思います。

なお、その説明ですけれども、内容につきましてはあと2回、本日と同じ内容でさせていただきますと考えております。

説明会は、今日と明日、17日、18日で終了しますが、その後はご案内しました姫路河川国道事務所のホームページで、引き続きご意見は募集しておりますので、そちらを活用していただき、ご意見を寄せていただけたらと思います。

6. 閉会

○司会

それでは、ここで姫路河川国道事務所長中込より閉会に際しまして、ごあいさつを申し上げます。

○河川管理者（中込事務所長）

本日は本当にお忙しいところ、貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございます。16年災で被災を受けているというところもあるので、そこでのお話というのは非常

に身にしみました。

今、国土交通省というと、いろいろと話があつたりしますが、我々ももう一回、身を引き締めて地域の方々のために頑張つてやっていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思つております。

それから、今日の説明会につきましても、ご意見とかいつても今パツと説明を聞いてすぐ何かしゃべれと言われてもなかなか大変だと思つております。お手元に意見記入用紙等々がありますので、そちらのほうで、できるだけ感じられていること、場合によっては国土交通省はもうちょっとこういうようにしたほうがいいのかというような話なんかも、本当に真摯に伺つていきたいと思つております。ぜひぜひ、この場での意見だけではなくて、また持ち帰つて一言でもご記入して意見をいただけると、非常に嬉しく思います。

いずれにしましても、冒頭にも話をしましたように、一緒にいい加古川をつくつていきたいという思いは私も本当に持つておりますので、よろしくお願ひしたいと思つております。

以上でございます。本当に本日はありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。以上をもちまして、「加古川のこれからの川づくりに関する説明会」を閉会いたします。

本日はご多忙の中、足をお運びいただきまして、まことにありがとうございます。お氣をつけてお帰りください。ありがとうございました。

7. 説明会当日に意見記入用紙に記入いただき、回収箱へ入れていただいたご意見

○参加者

西脇市民が河川法に基づく説明会の実施したことに利用されただけではないですか。加東市でしまいと聞いていたが、なぜ加東市以南の説明をここでしたのか。おかしいのではないのか。